



PRESS RELEASE

厚生労働省福島労働局 発表
平成 28 年 4 月 13 日

担
当

福島労働局労働基準部監督課
監督課長 高橋 仁
主任監察監督官 塩原 哲朗
電話 024(536)4602

東電福島第一原発の廃炉作業及び除染作業を行う事業者に対する監督指導結果について（平成 27 年）

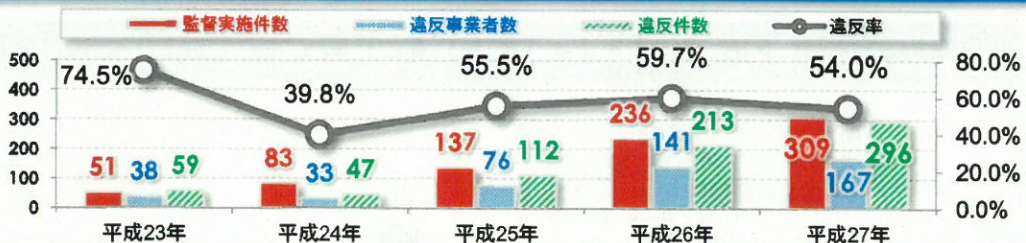
福島労働局（局長 島浦 幸夫）は、平成 27 年 1 月から 12 月までの間に実施した監督指導の結果を取りまとめたので公表します。

監督指導結果の概要

〔廃炉作業分（平成 27 年 1 月～12 月実施分）〕 ※詳細は資料 1、資料 2-1 参照

- 監督実施事業者数 **309** 事業者
うち労働基準関係法令違反があった事業者 **167** 事業者（違反率 **54.0%**）
- 違反件数 **296** 件
労働条件関係 **234** 件（時間外割増賃金の支払、労働時間、労働条件の明示など）
安全衛生関係 **62** 件（線量当量の測定結果の確認、重機・高所作業の安全措置など）

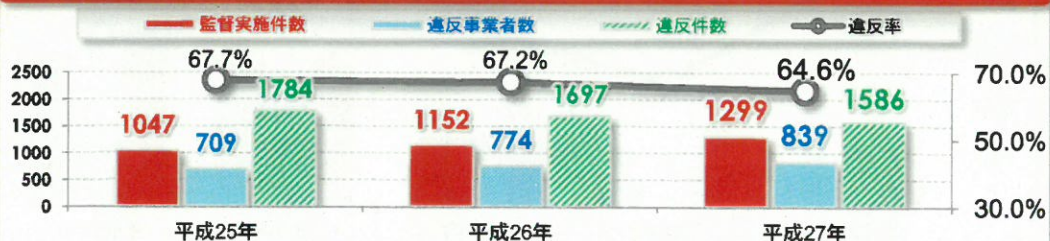
＜廃炉作業＞監督実施件数、違反事業者数、違反件数、違反率の推移（H23～H27）



〔除染作業分（平成 27 年 1 月～12 月実施分）〕 ※詳細は資料 1、資料 2-2 参照

- 監督実施事業者数 **1299** 事業者
うち労働基準関係法令違反があった事業者 **839** 事業者（違反率 **64.6%**）
- 違反件数 **1586** 件
労働条件関係 **691** 件（時間外割増賃金の支払、労働時間、労働条件の明示など）
安全衛生関係 **895** 件（事前調査、線量の測定、保護具の使用など）

＜除染作業＞監督実施件数、違反事業者数、違反件数、違反率の推移（H25～H27）



1 廃炉作業を行う事業者に対する監督指導結果

平成 27 年 1 月から 12 月までに、福島労働局において実施した監督指導の実施事業者数は 309 事業者でした。（7 月～12 月では 177 事業者）

このうち、労働基準法、労働安全衛生法違反が認められたのは 167 事業者（違反率 54.0%）でした。（7 月～12 月では 89 事業者、違反率 50.3%）

違反件数は 296 件（7 月～12 月では 139 件）で、このうち、労働条件関係では、時間外割増賃金の支払（労働基準法第 37 条）、労働条件通知書の交付（同第 15 条）など 234 件（図 1）の違反が認められ、安全衛生関係の違反は、高所・足場作業での墜落防止措置（安衛則第 519 条、563 条など）、線量当量の測定結果の確認（電離則第 9 条）など 62 件（うち電離則に係るもの 8 件）（図 2）の違反が認められました。（詳細は資料 2-1、関連法条文は資料 3 を参照）

これらの事業者に対しては、是正に向けた指導を行い、多くは是正済みとなっています。

図 1 労働条件関係違反別件数（平成 27 年 1 月～12 月）

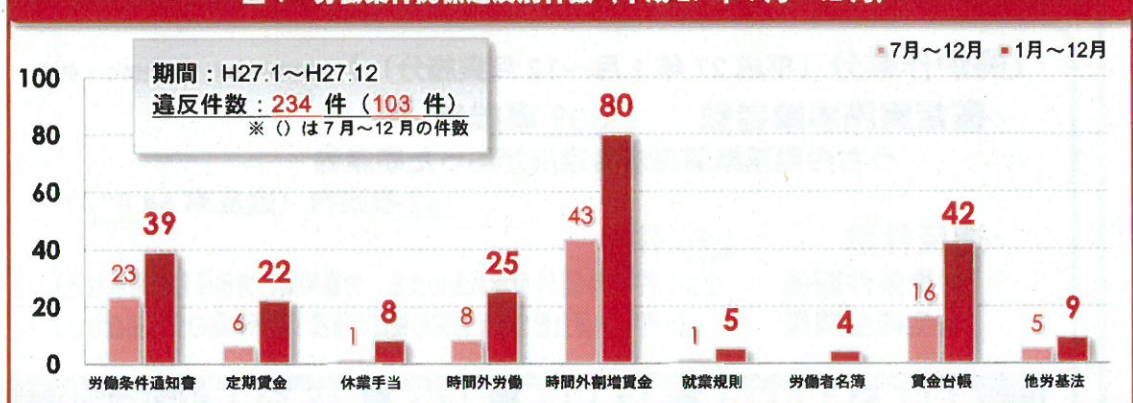


図 2 安全衛生関係違反別件数（平成 27 年 1 月～12 月）

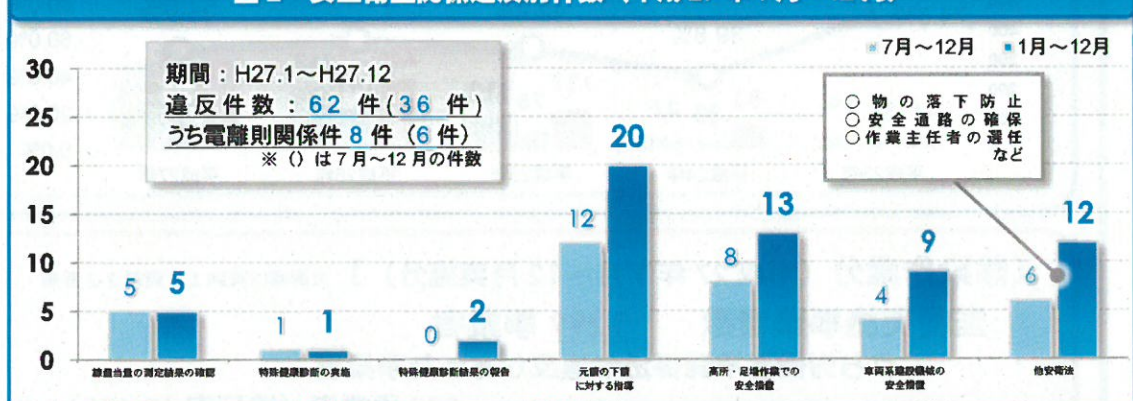


図 3 監督実施件数、違反事業者数、違反件数、違反率の推移（平成 23 年～平成 27 年）



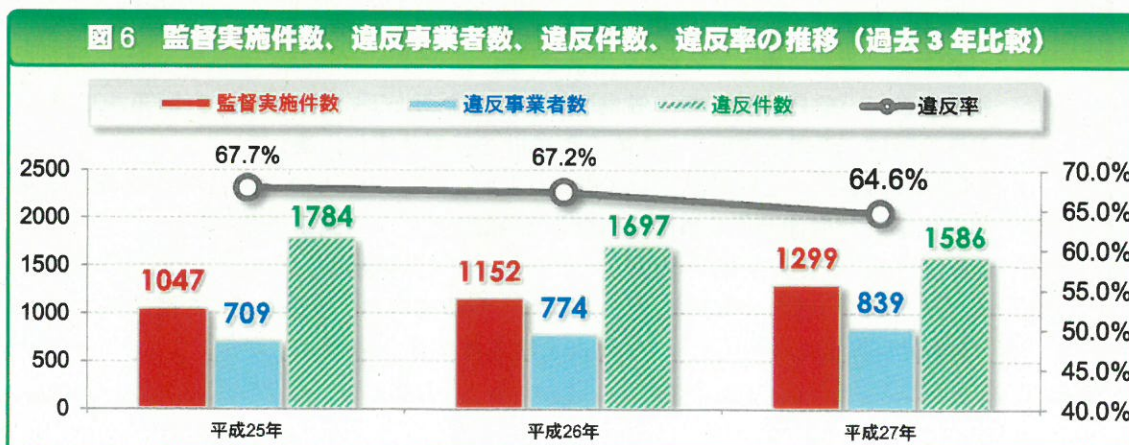
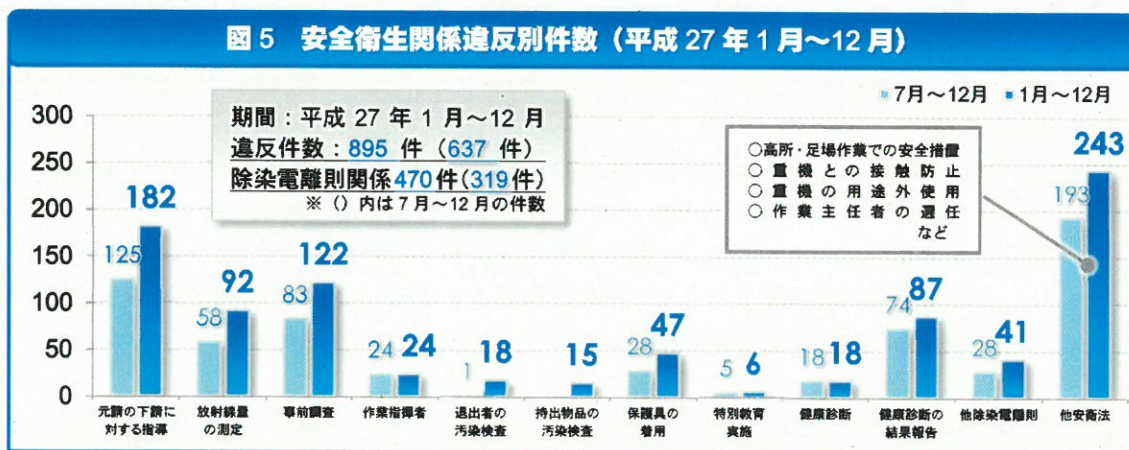
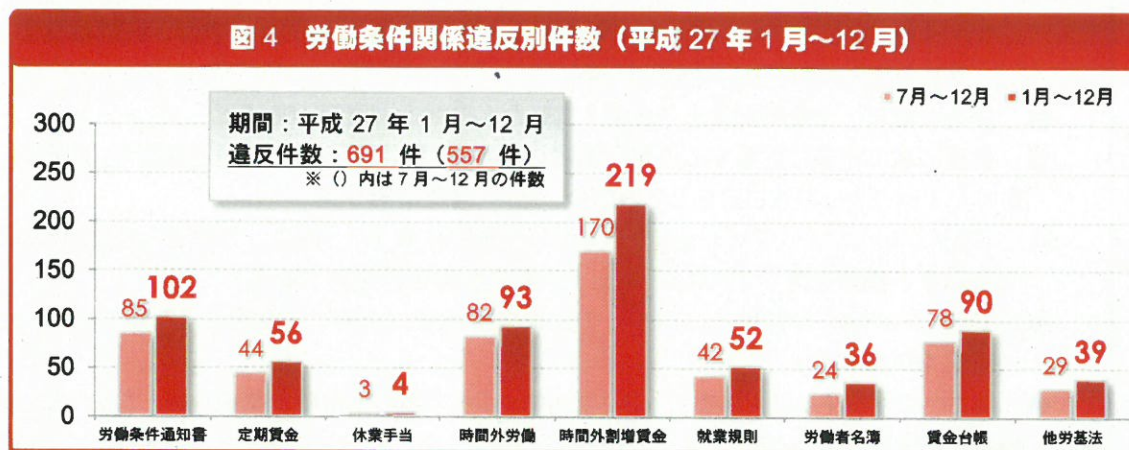
2 除染作業を行う事業者に対する監督指導結果

平成 27 年 1 月から 12 月末までに、福島労働局において実施した監督指導の実施事業者数は 1299 事業者でした。（7 月～12 月では 957 事業者）

このうち、労働基準法、労働安全衛生法違反が認められたのは 839 事業者（違反率 64.6%）でした。（7 月～12 月では 606 事業者、違反率 63.3%）

また、違反件数は 1586 件（平成 27 年 7 月～12 月では 1194 件）で、そのうち労働条件関係の違反は、時間外割増賃金の支払（労働基準法第 37 条）が最も多く、労働条件通知書の交付など **691 件(図 4)**、安全衛生関係の違反は、線量の事前調査（除染電離則第 7 条）、線量の測定（同第 5 条）など **895 件（うち除染電離則に係るもの 470 件）(図 5)** でした。（詳細は資料 2-2、関連法条文は資料 3 を参照）

これら事業者に対しては、是正に向けた指導を行い、多くは是正済みとなっています。



3 主な違反事例（平成27年7月～12月）

<廃炉作業>

- 労働者を雇い入れる際、労働条件を記した書面（労働条件通知書）に、賃金額、有期労働契約の更新の有無などを記載していなかった。（労働基準法第15条）
- ①時間外に関する労使協定で定めた限度時間を超える時間外労働を行わせていた。
②労使協定の締結・届出をせず、1日8時間、1週40時間を超える時間外労働を行わせていた。（同第32条）
- ①週40時間を超える時間外労働に対し、2割5分以上で計算した割増賃金を支払っていなかった。
②時間外割増賃金単価の算定に際して、技術手当などの諸手当を含めず、基本給のみで計算していた。
③午後10時から午前5時までの深夜労働に対し、2割5分以上で計算した割増賃金を支払っていなかった。（同第37条）
- 賃金台帳に「労働時間数」を記載していなかった。（同第108条）
- 管理区域で作業に従事する男性労働者の外部被ばくによる線量の測定結果を、法定の3か月に1回ごとに本人に通知していなかった。（電離則第9条）
- ドラグショベル（パワーショベル）を用いて掘削作業を行う際に、労働者との接触による危険防止の措置を講じていなかった。（労働安全衛生規則第158条）
- ドラグショベル（パワーショベル）の定期自主検査（点検）を実施していなかった。（同第167条ほか）
- 深さが2メートル以上あるピットの周囲に、手すり等の墜落防止措置を講じないまま、労働者を立ち入らせていた。（同第519条ほか）

<除染作業>

- 労働者を雇い入れる際、労働条件を記した書面（労働条件通知書）に、「契約期間」や「契約更新」の条件などを記載していなかった。（労働基準法第15条）
- ①労使協定を締結せずに、食費や寮費を賃金から天引きしていた。
②除染作業に従事するために必要な特別教育の受講に要した時間や電離健康診断の受診に要した時間を労働時間とみなさず、その時間分の賃金を支払っていなかった。（同法第24条）
- ①週40時間を超える時間外労働に対し、2割5分以上で計算した割増賃金を支払っていなかった。
②時間外割増賃金単価の算定に際して、役職手当、皆勤手当などの諸手当を含めず、基本給のみで計算していた。（同第37条）
- 賃金台帳に「労働日数」や「労働時間数」を記載していなかった。（同第108条）
- ①外部被ばく線量を測定するための線量計を装着せずに作業していた。
②胸部に装着すべき線量計を、ズボンのポケットに入れていた。（除染電離則第5条）
- 汚染土壌の放射能濃度を事前に調査していなかった。（同第7条）
- 防じんマスクが必要な作業場所でサージカルマスクを着用していた。（同第16条）
- 荷を吊ってはいけない重機（ドラグショベルや解体用つかみ機など）を用いて、フレコンバックなどの荷を吊っていた。（労働安全衛生規則第164条）

4 その他の主な取組（平成27年）

(1) 廃炉作業関連

ア 死亡災害の発生に関し、東京電力に対して再発防止徹底を要請

（平成27年1月16日、9月15日）

イ 安全衛生管理体制の確立について、東京電力及び元請事業者に対して集団指導を実施

（平成27年10月27日）

ウ 「福島県原子力発電所の廃炉に関する安全監視協議会労働安全衛生対策部会」への出席
（年4回）

エ 「廃炉・汚染水現地調整会議」への出席（毎月1回）

オ 熱中症対策について、東京電力に対して防止徹底を要請（平成27年5月25日、8月7日）
な ど

(2) 除染作業関連

ア 「除染等業務における労働者の労働環境の確保・改善に関する説明会」の開催

（平成27年4月24日、11月9日）

イ 「福島環境再生事務所作業監視・事故防止対策協議会」で事故防止要請

（平成27年4月28日）

ウ 元請け事業者に対し、熱中症防止対策の徹底を要請（平成27年5月25日）

エ 「除染作業等遵法水準向上総合対策」を策定（平成27年10月30日）

オ 福島環境再生事務所との連携

平成24年11月以降、特殊勤務手当（除染手当）の不払などを把握した場合には、福島労働局から福島環境再生事務所に対して情報提供を行っており、平成27年は10件の情報提供を行いました。（平成24年11月からの合計で31件）

な ど

5 今後の対応

福島労働局では、引き続き、廃炉作業及び除染を行う事業者に対して、重点的に監督指導を行い、法令遵守の徹底、及び、平成27年8月26日策定「東京電力福島第一原子力発電所における安全衛生管理のためのガイドライン」や平成27年10月30日策定「除染作業等遵法水準向上総合対策」に定める措置の適切な実施を指導していきます。

表 1 監督指導実施状況（廃炉作業）

項 目	期 間	25年	26年	27年	
		1月～12月	1月～12月	7月～12月	1月～12月
監督実施事業者数		137	236	177	309
違反事業者数		76	141	89	167
違反率（%）		55.5%	59.7%	50.3%	54.0%
違反件数		112	213	139	296
	うち労働条件関係	71	138	103	234
	うち安全衛生関係	41	75	36	62

表 2 主な違反内容（廃炉作業）

(1) 労働基準法違反

条文	項 目	期 間	25年	26年	27年	
			1月～12月	1月～12月	7月～12月	1月～12月
第 15 条	労働条件の明示		3	14	23	39
第 24 条	定期賃金の支払 ※		5	11	6	22
	(主な内訳)	・ 労使協定の締結なく、親睦会費や寮費・食費等を賃金から控除していたもの	3	7	2	9
		・ 健康診断や内部被ばく測定に要した時間に対する賃金を支払っていなかったもの	0	3	3	3
第 26 条	休業手当の支払		0	0	1	8
第 32 条	法定労働時間		7	7	8	25
第 36 条	健康上有害な業務の労働時間		18	3	0	0
第 37 条	割増賃金の支払		21	81	43	80
第 89 条	就業規則の作成・届出		0	3	1	5
第 107 条	労働者名簿の作成		4	2	0	4
第 108 条	賃金台帳の作成		12	13	16	42

※ 「主な内訳」の各項目にそれぞれ違反がある場合は重複計上しており、また「主な内訳」以外にも違反の態様があるため、「定期賃金の支払」の件数と「主な内訳」の件数の合計は一致しない。

(2) 労働安全衛生法・電離則違反

条文 (安衛法)	条文 (電離則)	項 目	期 間	25年	26年	27年	
				1月～12月	1月～12月	7月～12月	1月～12月
第 22 条	第 8 条	線量当量の測定		7	0	0	0
	第 9 条	線量当量の測定結果の確認		0	6	5	5
	第 38 条	呼吸用保護具		2	2	0	0
	第 41 条の 12	原子炉施設における作業規程		3	0	0	0
第 66 条	第 56 条	特殊健康診断の実施		5	0	1	1
第 100 条	第 58 条	健康診断結果の報告		6	13	0	2

(3) 労働安全衛生法・その他安全衛生法違反

条文 (安衛法)	条文 (安衛則)	項 目	期 間	25年	26年	27年	
				1月～12月	1月～12月	7月～12月	1月～12月
第 20 条	第158、164条他	車両系建設機械の作業安全		0	3	2	4
	第519、563条他	足場・高所での安全措置		1	0	5	7
第 31 条	第653、655条他			2	0	3	6
第 29 条	-	元方事業者の講ずべき措置		7	22	12	20
第 45 条	第167、168条他	車両系建設機械の定期自主検査		0	3	2	5
その他の違反		物の落下防止措置・安全通路等		5	26	6	12

表 1 監督指導実施状況（除染作業）

項 目	期 間	26年		27年	
		7月～12月	1月～12月	7月～12月	1月～12月
監督実施事業者数		839	1,152	957	<u>1,299</u>
違反事業者数		588	774	606	<u>839</u>
違反率（％）		70.1%	67.2%	63.3%	<u>64.6%</u>
違反件数		1,362	1,697	1,194	<u>1,586</u>
	うち労働条件関係	738	898	557	<u>691</u>
	うち安全衛生関係	624	799	637	<u>895</u>

表 2 主な違反内容（除染作業）

(1) 労働基準法違反

条文	項 目	期 間	26年		27年	
			7月～12月	1月～12月	7月～12月	1月～12月
第 15 条	労働条件の明示		101	121	85	<u>102</u>
第 24 条	定期賃金の支払 ※		70	88	44	<u>56</u>
	・ 労使協定の締結なく、親睦会費や寮費・食費等を賃金から控除していたもの		45	54	27	<u>33</u>
	・ 内部被ばく測定に要した時間に対する賃金を支払っていなかったもの		2	3	4	<u>4</u>
	・ 特別教育受講に要した時間に対する賃金を支払っていなかったもの		14	14	5	<u>10</u>
	・ 特殊健康診断に要した時間に対する賃金を支払っていなかったもの		15	22	9	<u>12</u>
第 26 条	休業手当の支払		29	31	3	<u>4</u>
第 32 条	法定労働時間		128	145	82	<u>93</u>
第 37 条	割増賃金の支払		179	238	170	<u>219</u>
第 89 条	就業規則の作成・届出		48	61	42	<u>52</u>
第 107 条	労働者名簿の作成		47	56	24	<u>36</u>
第 108 条	賃金台帳の作成		93	111	78	<u>90</u>

※ 「主な内訳」の各項目にそれぞれ違反がある場合は重複計上しており、また「主な内訳」以外にも違反の態様があるため、「定期賃金の支払」の件数と「主な内訳」の件数の合計は一致しない。

(2) 労働安全衛生法・除染電離則違反

条文 (安衛法)	条文 (除染電離則)	項 目	26年		27年	
			7月～12月	1月～12月	7月～12月	1月～12月
第 22 条	第 5 条	線量の測定	72	97	58	<u>92</u>
	第 7 条	事前調査	110	145	83	<u>122</u>
	第 9 条	作業の指揮者	3	3	24	<u>24</u>
	第 14 条	退出者の汚染検査	11	18	1	<u>18</u>
	第 15 条	持ち出し品の汚染検査	9	12	0	<u>15</u>
	第 16 条	保護具の使用	27	38	28	<u>47</u>
第 59 条	第 19 条	特別教育の実施	5	5	5	<u>6</u>
第 66 条	第 20 条	特殊健康診断の実施	23	26	18	<u>18</u>
第 100 条	第 24 条	健康診断結果の報告	73	75	74	<u>87</u>

表 3 平成27年1月～12月 発注機関別監督指導実施状況（除染業務に限定したもの）

項 目	期 間	国発注除染	市町村発注等除染
監督実施事業者数		649 (465)	650 (492)
違反事業者数		341 (232)	498 (374)
違反率 (%)		52.5% (49.9%)	76.6% (76.0%)
違反件数		636 (489)	950 (705)
	うち労働条件関係	335 (281)	356 (276)
	うち安全衛生関係	301 (208)	594 (429)

※ () は7月～12月の累計数

関連法条文一覧

労働基準法（抄）

（労働条件の明示）

第十五条

- 1 使用者は、労働契約の締結に際し、労働者に対して賃金、労働時間その他の労働条件を明示しなければならない。この場合において、賃金及び労働時間に関する事項その他の厚生労働省令で定める事項については、厚生労働省令で定める方法により明示しなければならない。
- 2 前項の規定によつて明示された労働条件が事実と相違する場合においては、労働者は、即時に労働契約を解除することができる。
- 3 前項の場合、就業のために住居を変更した労働者が、契約解除の日から十四日以内に帰郷する場合においては、使用者は、必要な旅費を負担しなければならない。

（賃金の支払）

第二十四条

- 1 賃金は、通貨で、直接労働者に、その全額を支払わなければならない。ただし、法令若しくは労働協約に別段の定めがある場合又は厚生労働省令で定める賃金について確実な支払の方法で厚生労働省令で定めるものによる場合においては、通貨以外のもので支払い、また、法令に別段の定めがある場合又は当該事業場の労働者の過半数で組織する労働組合があるときはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がないときは労働者の過半数を代表する者との書面による協定がある場合においては、賃金の一部を控除して支払うことができる。
- 2 賃金は、毎月一回以上、一定の期日を定めて支払わなければならない。ただし、臨時に支払われる賃金、賞与その他これに準ずるもので厚生労働省令で定める賃金（第八十九条において「臨時の賃金等」という。）については、この限りでない。

（休業手当）

第二十六条

使用者の責に帰すべき事由による休業の場合においては、使用者は、休業期間中当該労働者に、その平均賃金の百分の六十以上の手当を支払わなければならない。

（労働時間）

第三十二条

- 1 使用者は、労働者に、休憩時間を除き一週間について四十時間を超えて、労働させてはならない。
- 2 使用者は、一週間の各日については、労働者に、休憩時間を除き一日について八時間を超えて、労働させてはならない。

(時間外及び休日の労働)

第三十六条

- 1 使用者は、当該事業場に、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においてはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合においては労働者の過半数を代表する者との書面による協定をし、これを行政官庁に届け出た場合においては、第三十二条から第三十二条の五まで若しくは第四十条の労働時間（以下この条において「労働時間」という。）又は前条の休日（以下この項において「休日」という。）に関する規定にかかわらず、その協定で定めるところによって労働時間を延長し、又は休日に労働させることができる。ただし、坑内労働その他厚生労働省令で定める健康上特に有害な業務の労働時間の延長は、一日について二時間を超えてはならない。

(第2項以下 略)

(時間外、休日及び深夜の割増賃金)

第三十七条

- 1 使用者が、第三十三条又は前条第一項の規定により労働時間を延長し、又は休日に労働させた場合においては、その時間又はその日の労働については、通常の労働時間又は労働日の賃金の計算額の二割五分以上五割以下の範囲内でそれぞれ政令で定める率以上の率で計算した割増賃金を支払わなければならない。ただし、当該延長して労働させた時間が一箇月について六十時間を超えた場合においては、その超えた時間の労働については、通常の労働時間の賃金の計算額の五割以上の率で計算した割増賃金を支払わなければならない。
- 2 前項の政令は、労働者の福祉、時間外又は休日の労働の動向その他の事情を考慮して定めるものとする。
- 3 使用者が、当該事業場に、労働者の過半数で組織する労働組合があるときはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がないときは労働者の過半数を代表する者との書面による協定により、第一項ただし書の規定により割増賃金を支払うべき労働者に対して、当該割増賃金の支払に代えて、通常の労働時間の賃金が支払われる休暇（第三十九条の規定による有給休暇を除く。）を厚生労働省令で定めるところにより与えることを定めた場合において、当該労働者が当該休暇を取得したときは、当該労働者の同項ただし書に規定する時間を超えた時間の労働のうち当該取得した休暇に対応するものとして厚生労働省令で定める時間の労働については、同項ただし書の規定による割増賃金を支払うことを要しない。
- 4 使用者が、午後十時から午前五時まで（厚生労働大臣が必要であると認める場合においては、その定める地域又は期間については午後十一時から午前六時まで）の間において労働させた場合においては、その時間の労働については、通常の労働時間の賃金の計算額の二割五分以上の率で計算した割増賃金を支払わなければならない。
- 5 第一項及び前項の割増賃金の基礎となる賃金には、家族手当、通勤手当その他厚生労働省令で定める賃金は算入しない。

(労働者名簿)

第百七条

- 1 使用者は、各事業場ごとに労働者名簿を、各労働者（日日雇い入れられる者を除く。）について調製し、労働者の氏名、生年月日、履歴その他厚生労働省令で定める事項を記入しなければならない。
- 2 前項の規定により記入すべき事項に変更があつた場合においては、遅滞なく訂正しなければならない。

(賃金台帳)

第百八条

使用者は、各事業場ごとに賃金台帳を調製し、賃金計算の基礎となる事項及び賃金の額その他厚生労働省令で定める事項を賃金支払の都度遅滞なく記入しなければならない。

労働安全衛生法（抄）

（事業者の講ずべき措置等）

第二十二條 事業者は、次の健康障害を防止するため必要な措置を講じなければならない。

- 一 原材料、ガス、蒸気、粉じん、酸素欠乏空気、病原体等による健康障害
- 二 放射線、高温、低温、超音波、騒音、振動、異常気圧等による健康障害
- 三 計器監視、精密工作等の作業による健康障害
- 四 排気、排液又は残さい物による健康障害

（元方事業者の講ずべき措置等）

第二十九條

- 1 元方事業者は、関係請負人及び関係請負人の労働者が、当該仕事に関し、この法律又はこれに基づく命令の規定に違反しないよう必要な指導を行なわなければならない。
- 2 元方事業者は、関係請負人又は関係請負人の労働者が、当該仕事に関し、この法律又はこれに基づく命令の規定に違反していると認めるときは、是正のため必要な指示を行なわなければならない。
- 3 前項の指示を受けた関係請負人又はその労働者は、当該指示に従わなければならない。

（元方事業者の講ずべき措置等）

第三十一條

- 1 特定事業の仕事を自ら行う注文者は、建設物、設備又は原材料（以下「建設物等」という。）を、当該仕事を行う場所においてその請負人（当該仕事が数次の請負契約によつて行われるときは、当該請負人の請負契約の後次のすべての請負契約の当事者である請負人を含む。第三十一條の四において同じ。）の労働者に使用させるときは、当該建設物等について、当該労働者の労働災害を防止するため必要な措置を講じなければならない。
- 2 前項の規定は、当該事業の仕事が数次の請負契約によつて行われることにより同一の建設物等について同行の措置を講ずべき注文者が二以上あることとなるときは、後次の請負契約の当事者である注文者については、適用しない。

（健康診断）

第六十六條

- 1 事業者は、労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、医師による健康診断を行なわなければならない。
- 2 事業者は、有害な業務で、政令で定めるものに従事する労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、医師による特別の項目についての健康診断を行なわなければならない。有害な業務で、政令で定めるものに従事させたことのある労働者で、現に使用しているものについても、同様とする。

（第3項以下 略）

（健康診断の結果の記録）

第六十六條

事業者は、厚生労働省令で定めるところにより、第六十六條第一項から第四項まで及び第五項ただし書並びに前条の規定による健康診断の結果を記録しておかなければならない。

電離放射線障害防止規則（抄）

（放射線業務従事者の被ばく限度）

第四条

- 1 事業者は、管理区域内において放射線業務に従事する労働者（以下「放射線業務従事者」という。）の受ける実効線量が五年間につき百ミリシーベルトを超えず、かつ、一年間につき五十ミリシーベルトを超えないようにしなければならない。
- 2 事業者は、前項の規定にかかわらず、女性の放射線業務従事者（妊娠する可能性がないと診断されたもの及び第六条に規定するものを除く。）の受ける実効線量については、三月間につき五ミリシーベルトを超えないようにしなければならない。

（緊急作業時における被ばく限度）

第七条

- 1 事業者は、第四十二条第一項各号のいずれかに該当する事故が発生し、同項の区域が生じた場合における放射線による労働者の健康障害を防止するための応急の作業（以下「緊急作業」という。）を行うときは、当該緊急作業に従事する男性及び妊娠する可能性がないと診断された女性の放射線業務従事者については、第四条第一項及び第五条の規定にかかわらず、これらの規定に規定する限度を超えて放射線を受けさせることができる。
- 2 前項の場合において、当該緊急作業に従事する間に受ける線量は、次の各号に掲げる線量の区分に応じて、それぞれ当該各号に定める値を超えないようにしなければならない。
 - 一 実効線量については、百ミリシーベルト
 - 二 眼の水晶体に受ける等価線量については、三百ミリシーベルト
 - 三 皮膚に受ける等価線量については、一シーベルト
- 3 前項の規定は、放射線業務従事者以外の男性及び妊娠する可能性がないと診断された女性の労働者で、緊急作業に従事するものについて準用する。

（線量の測定）

第八条

- 1 事業者は、放射線業務従事者、緊急作業に従事する労働者及び管理区域に一時的に立ち入る労働者の管理区域内において受ける外部被ばくによる線量及び内部被ばくによる線量を測定しなければならない。
- 2 前項の規定による外部被ばくによる線量の測定は、一センチメートル線量当量及び七十マイクロメートル線量当量（中性子線については、一センチメートル線量当量）について行うものとする。ただし、次項の規定により、同項第三号に掲げる部位に放射線測定器を装着させて行う測定は、七十マイクロメートル線量当量について行うものとする。
- 3 第一項の規定による外部被ばくによる線量の測定は、次の各号に掲げる部位に放射線測定器を装着させて行わなければならない。ただし、放射線測定器を用いてこれを測定することが著しく困難な場合には、放射線測定器によつて測定した線量当量率を用いて算出し、これが著しく困難な場合には、計算によつてその値を求めることができる。

- 一 男性又は妊娠する可能性がないと診断された女性にあつては胸部、その他の女性にあつては腹部
 - 二 頭・頸部、胸・上腕部及び腹・大腿部のうち、最も多く放射線にさらされるおそれのある部位（これらの部位のうち最も多く放射線にさらされるおそれのある部位が男性又は妊娠する可能性がないと診断された女性にあつては胸部・上腕部、その他の女性にあつては腹・大腿部である場合を除く。）
 - 三 最も多く放射線にさらされるおそれのある部位が頭・頸部、胸・上腕部及び腹・大腿部以外の部位であるときは、当該最も多く放射線にさらされるおそれのある部位（中性子線の場合を除く。）
- 4 第一項の規定による内部被ばくによる線量の測定は、管理区域のうち放射性物質を吸入摂取し、又は経口摂取するおそれのある場所に立ち入る者について、三月以内（一月間に受ける実効線量が一・七ミリシーベルトを超えるおそれのある女性（妊娠する可能性がないと診断されたものを除く。）及び妊娠中の女性にあつては一月以内）ごとに一回行うものとする。ただし、その者が誤つて放射性物質を吸入摂取し、又は経口摂取したときは、当該吸入摂取又は経口摂取の後速やかに行うものとする。
- 5 第一項の規定による内部被ばくによる線量の測定に当たつては、厚生労働大臣が定める方法によつてその値を求めるものとする。
- 6 放射線業務従事者、緊急作業に従事する労働者及び管理区域に一時的に立ち入る労働者は、第三項ただし書の場合を除き、管理区域内において、放射線測定器を装着しなければならない。

（線量の測定結果の確認、記録等）

第九条

- 1 事業者は、一日における外部被ばくによる線量が一センチメートル線量当量について一ミリシーベルトを超えるおそれのある労働者については、前条第一項の規定による外部被ばくによる線量の測定の結果を毎日確認しなければならない。
- 2 事業者は、前条第三項又は第五項の規定による測定又は計算の結果に基づき、次の各号に掲げる放射線業務従事者の線量を、遅滞なく、厚生労働大臣が定める方法により算定し、これを記録し、これを三十年間保存しなければならない。ただし、当該記録を五年間保存した後において、厚生労働大臣が指定する機関に引き渡すときは、この限りでない。
 - 一 男性又は妊娠する可能性がないと診断された女性の実効線量の三月ごと、一年ごと及び五年ごとの合計（五年間において、実効線量が一・七ミリシーベルトを超えたことのない者にあつては、三月ごと及び一年ごとの合計）
 - 二 女性（妊娠する可能性がないと診断されたものを除く。）の実効線量の一月ごと、三月ごと及び一年ごとの合計（一月間に受ける実効線量が一・七ミリシーベルトを超えるおそれのないものにあつては、三月ごと及び一年ごとの合計）
 - 三 人体の組織別の等価線量の三月ごと及び一年ごとの合計
 - 四 妊娠中の女性の内部被ばくによる実効線量及び腹部表面に受ける等価線量の一月ごと及び妊娠中の合計
- 3 事業者は、前項の規定による記録に基づき、放射線業務従事者に同項各号に掲げる線量を、遅滞なく、知らせなければならない。

(容器)

第三十七条

- 1 事業者は、放射性物質を保管し、若しくは貯蔵し、又は放射性物質若しくは汚染物を運搬し、保管廃棄し、若しくは廃棄のために一時ためておくときは、容器を用いなければならない。ただし、容器に入れることが著しく困難なものについて、外部放射線を遮蔽するため、若しくは汚染の広がりを防止するための有効な措置を講じたとき、又は放射性物質取扱作業室内において運搬するときは、この限りでない。

(第2項 略)

- 3 事業者は、第一項本文の容器には、放射性物質又は汚染物を入れるものである旨を表示しなければならない。
- 4 事業者は、放射性物質を保管し、貯蔵し、運搬し、又は廃棄のために一時ためておく容器には、次の事項を明記しなければならない。
 - 一 その放射性物質の種類及び気体、液体又は固体の区別
 - 二 その放射性物質に含まれる放射性同位元素の種類及び数量

(呼吸用保護具)

第三十八条

- 1 事業者は、第二十八条の規定により明示した区域内の作業又は緊急作業その他の作業で、第三条第三項の厚生労働大臣が定める限度を超えて汚染された空気を吸入するおそれのあるものに労働者を従事させるときは、その汚染の程度に応じて防じんマスク、防毒マスク、ホースマスク、酸素呼吸器等の有効な呼吸用保護具を備え、これらをその作業に従事する労働者に使用させなければならない。
- 2 労働者は、前項の作業に従事する間、同項の保護具を使用しなければならない。

(保護具)

第三十九条

- 1 事業者は、別表第三に掲げる限度の十分の一を超えて汚染されるおそれのある作業に労働者を従事させるときは、汚染を防止するために有効な保護衣類、手袋又は履物を備え、これらをその作業に従事する労働者に使用させなければならない。
- 2 労働者は、前項の作業に従事する間、同項に規定する保護具を使用しなければならない。

(喫煙等の禁止)

第四十一条の二

- 1 事業者は、放射性物質取扱作業室その他の放射性物質を吸入摂取し、又は経口摂取するおそれのある作業場で労働者が喫煙し、又は飲食することを禁止し、かつ、その旨を当該作業場の見やすい箇所に表示しなければならない。
- 2 労働者は、前項の作業場で喫煙し、又は飲食してはならない。

(原子炉施設における作業規程)

第四十一条の十二

- 1 事業者は、原子炉施設（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第二十三条第二項第五号 に規定する試験研究用等原子炉施設及び同法第四十三条の三の五第二項第五号 に規定する発電用原子炉施設をいう。第五十二条の七第一項において同じ。）の管理区域内において、核燃料物質若しくは使用済燃料又はこれらによつて汚染された物を取り扱う作業を行うときは、これらの作業に関し、次の事項について、労働者の放射線による障害を防止するため必要な規程を定め、これにより作業を行わなければならない。

- 一 作業の方法及び順序
- 二 外部放射線による線量当量率及び空気中の放射性物質の濃度の監視に関する措置
- 三 天井、床、壁、設備等の表面の汚染の状態の検査及び汚染の除去に関する措置
- 四 異常な事態が発生した場合における応急の措置
- 五 前各号に掲げるもののほか、労働者の放射線による障害を防止するため必要な措置

(第2項 略)

(健康診断)

第五十六条

- 1 事業者は、放射線業務に常時従事する労働者で管理区域に立ち入るものに対し、雇入れ又は当該業務に配置替えの際及びその後六月以内ごとに一回、定期に、次の項目について医師による健康診断を行わなければならない。

- 一 被ばく歴の有無（被ばく歴を有する者については、作業の場所、内容及び期間、放射線障害の有無、自覚症状の有無その他放射線による被ばくに関する事項）の調査及びその評価
- 二 白血球数及び白血球百分率の検査
- 三 赤血球数の検査及び血色素量又はヘマトクリット値の検査
- 四 白内障に関する眼の検査
- 五 皮膚の検査

(第2項以下 略)

(健康診断の結果の記録)

第五十七条

事業者は、前条第一項の健康診断（法第六十六条第五項 ただし書の場合において当該労働者が受けた健康診断を含む。次条及び第五十九条において「電離放射線健康診断」という。）の結果に基づき、電離放射線健康診断個人票（様式第一号の二）を作成し、これを三十年間保存しなければならない。ただし、当該記録を五年間保存した後において、厚生労働大臣が指定する機関に引き渡すときは、この限りでない。

(健康診断結果報告)

第五十八条

事業者は、第五十六条第一項の健康診断（定期のものに限る。）を行なつたときは、遅滞なく、電離放射線健康診断結果報告書（様式第二号）を所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

除染電離則（抄）

（線量の測定）

第五条

- 1 事業者は、除染等業務従事者（特定汚染土壌等取扱業務に従事する労働者にあつては、平均空間線量率が二・五マイクロシーベルト毎時以下の場所においてのみ特定汚染土壌等取扱業務に従事する者を除く。第六項及び第八項並びに次条及び第二十七条第二項において同じ。）が除染等作業により受ける外部被ばくによる線量を測定しなければならない。
- 2 事業者は、前項の規定による線量の測定に加え、除染等業務従事者が除染特別地域等内（平均空間線量率が二・五マイクロシーベルト毎時を超える場所に限る。第八項及び第十条において同じ。）における除染等作業により受ける内部被ばくによる線量の測定又は内部被ばくに係る検査を次の各号に定めるところにより行わなければならない。
 - 一 汚染土壌等又は除去土壌若しくは汚染廃棄物（これらに含まれる事故由来放射性物質のうち厚生労働大臣が定める方法によって求めるセシウム百三十四及びセシウム百三十七の放射能濃度の値が五十万ベクレル毎キログラムを超えるものに限る。次号において「高濃度汚染土壌等」という。）を取り扱う作業であつて、粉じん濃度が十ミリグラム毎立方メートルを超える場所において行われるものに従事する除染等業務従事者については、三月以内（一月間に受ける実効線量が一・七ミリシーベルトを超えるおそれのある女性（妊娠する可能性がないと診断されたものを除く。）及び妊娠中の女性にあつては一月以内）ごとに一回内部被ばくによる線量の測定を行うこと。
 - 二 次のイ又はロに掲げる作業に従事する除染等業務従事者については、厚生労働大臣が定める方法により内部被ばくに係る検査を行うこと。
 - イ 高濃度汚染土壌等を取り扱う作業であつて、粉じん濃度が十ミリグラム毎立方メートル以下の場所において行われるもの
 - ロ 高濃度汚染土壌等以外の汚染土壌等又は除去土壌若しくは汚染廃棄物を取り扱う作業であつて、粉じん濃度が十ミリグラム毎立方メートルを超える場所において行われるもの
- 3 事業者は、前項第二号の規定に基づき除染等業務従事者に行った検査の結果が内部被ばくについて厚生労働大臣が定める基準を超えた場合においては、当該除染等業務従事者について、同項第一号で定める方法により内部被ばくによる線量の測定を行わなければならない。
- 4 第一項の規定による外部被ばくによる線量の測定は、一センチメートル線量当量について行うものとする。
- 5 第一項の規定による外部被ばくによる線量の測定は、男性又は妊娠する可能性がないと診断された女性にあつては胸部に、その他の女性にあつては腹部に放射線測定器を装着させて行わなければならない。
- 6 前二項の規定にかかわらず、事業者は、除染等業務従事者の除染特別地域等内（平均空間線量率が二・五マイクロシーベルト毎時以下の場所に限る。）における除染等作業により受ける第一項の規定による外部被ばくによる線量の測定を厚生労働大臣が定める方法により行うことができる。
- 7 第二項の規定による内部被ばくによる線量の測定に当たっては、厚生労働大臣が定める方法によってその値を求めるものとする。
- 8 除染等業務従事者は、除染特別地域等内における除染等作業を行う場所において、放射線測定器を装着しなければならない。

(事前調査等)

第七条

- 1 事業者は、除染等業務（特定汚染土壌等取扱業務を除く。）を行おうとするときは、あらかじめ、除染等作業（特定汚染土壌等取扱業務に係る除染等作業（以下「特定汚染土壌等取扱作業」という。以下同じ。）を除く。以下この項及び第三項において同じ。）を行う場所について、次の各号に掲げる事項を調査し、その結果を記録しておかなければならない。
 - 一 除染等作業の場所の状況
 - 二 除染等作業の場所の平均空間線量率
 - 三 除染等作業の対象となる汚染土壌等又は除去土壌若しくは汚染廃棄物に含まれる事故由来放射性物質のうち厚生労働大臣が定める方法によって求めるセシウム百三十四及びセシウム百三十七の放射能濃度の値
- 2 事業者は、特定汚染土壌等取扱業務を行うときは、当該業務の開始前及び開始後二週間ごとに、特定汚染土壌等取扱作業を行う場所について、前項各号に掲げる事項を調査し、その結果を記録しておかなければならない。
- 3 事業者は、労働者を除染等作業に従事させる場合には、あらかじめ、第一項の調査が終了した年月日並びに調査の方法及び結果の概要を当該労働者に明示しなければならない。
- 4 事業者は、労働者を特定汚染土壌等取扱作業に従事させる場合には、当該作業の開始前及び開始後二週間ごとに、第二項の調査が終了した年月日並びに調査の方法及び結果の概要を当該労働者に明示しなければならない。

(作業の指揮者)

第九条

- 事業者は、除染等業務を行うときは、除染等作業を指揮するため必要な能力を有すると認められる者のうちから、当該除染等作業の指揮者を定め、その者に前条第一項の作業計画に基づき当該除染等作業の指揮を行わせるとともに、次の各号に掲げる事項を行わせなければならない。
- 一 除染等作業の手順及び除染等業務従事者の配置を決定すること。
 - 二 除染等作業に使用する機械等の機能を点検し、不良品を取り除くこと。
 - 三 放射線測定器及び保護具の使用状況を監視すること。
 - 四 除染等作業を行う箇所には、関係者以外の者を立ち入らせないこと。

(退出者の汚染検査)

第十四条

- 1 事業者は、除染等業務が行われる作業場又はその近隣の場所に汚染検査場所を設け、除染等作業を行わせた除染等業務従事者が当該作業場から退出するときは、その身体及び衣服、履物、作業衣、保護具等身体に装着している物（以下この条において「装具」という。）の汚染の状態を検査しなければならない。
- 2 事業者は、前項の検査により除染等業務従事者の身体又は装具が四十ベクレル毎平方センチメートルを超えて汚染されていると認められるときは、同項の汚染検査場所において次の各号に掲げる措置を講じなければ、当該除染等業務従事者を同項の作業場から退出させてはならない。

- 一 身体が汚染されているときは、その汚染が四十ベクレル毎平方センチメートル以下になるように洗身等をさせること。
- 二 装具が汚染されているときは、その装具を脱がせ、又は取り外させること。
- 3 除染等業務従事者は、前項の規定による事業者の指示に従い、洗身等をし、又は装具を脱ぎ、若しくは取り外さなければならない。

(持出し物品の汚染検査)

第十五条

- 1 事業者は、除染等業務が行われる作業場から持ち出す物品については、持出しの際に、前条第一項の汚染検査場所において、その汚染の状態を検査しなければならない。ただし、第十三条第一項本文の容器を用い、又は同項ただし書の措置を講じて、他の除染等業務が行われる作業場まで運搬するときは、この限りでない。
- 2 事業者及び労働者は、前項の検査により、当該物品が四十ベクレル毎平方センチメートルを超えて汚染されていると認められるときは、その物品を持ち出してはならない。ただし、第十三条第一項本文の容器を用い、又は同項ただし書の措置を講じて、汚染を除去するための施設、貯蔵施設若しくは廃棄のための施設又は他の除染等業務が行われる作業場まで運搬するときは、この限りでない。

(保護具)

第十六条

- 1 事業者は、除染等作業のうち第五条第二項各号に規定するものを除染等業務従事者に行わせるときは、当該除染等作業の内容に応じて厚生労働大臣が定める区分に従って、防じんマスク等の有効な呼吸用保護具、汚染を防止するために有効な保護衣類、手袋又は履物を備え、これらを当該除染等作業に従事する除染等業務従事者に使用させなければならない。
- 2 除染等業務従事者は、前項の作業に従事する間、同項の保護具を使用しなければならない。

(除染等業務に係る特別の教育)

第十九条

- 1 事業者は、除染等業務に労働者を就かせるときは、当該労働者に対し、次の各号に掲げる科目について、特別の教育を行わなければならない。
 - 一 電離放射線の生体に与える影響及び被ばく線量の管理の方法に関する知識
 - 二 除染等作業の方法に関する知識
 - 三 除染等作業に使用する機械等の構造及び取扱いの方法に関する知識（特定汚染土壌等取扱業務に労働者を就かせるときは、特定汚染土壌等取扱作業に使用する機械等の名称及び用途に関する知識に限る。）
 - 四 関係法令
 - 五 除染等作業の方法及び使用する機械等の取扱い（特定汚染土壌等取扱業務に労働者を就かせるときは、特定汚染土壌等取扱作業の方法に限る。）
- 2 労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）第三十七条及び第三十八条並びに前項に定めるほか、同項の特別の教育の実施について必要な事項は、厚生労働大臣が定める。

(健康診断)

第二十条

- 1 事業者は、除染等業務に常時従事する除染等業務従事者に対し、雇入れ又は当該業務に配置替えの際及びその後六月以内ごとに一回、定期的に、次の各号に掲げる項目について医師による健康診断を行わなければならない。
 - 一 被ばく歴の有無（被ばく歴を有する者については、作業の場所、内容及び期間、放射線障害の有無、自覚症状の有無その他放射線による被ばくに関する事項）の調査及びその評価
 - 二 白血球数及び白血球百分率の検査
 - 三 赤血球数の検査及び血色素量又はヘマトクリット値の検査
 - 四 白内障に関する眼の検査
 - 五 皮膚の検査
- 2 前項の規定にかかわらず、同項の健康診断（定期のものに限る。以下この項において同じ。）を行おうとする日の属する年の前年一年間に受けた実効線量が五ミリシーベルトを超えず、かつ、当該健康診断を行おうとする日の属する一年間に受ける実効線量が五ミリシーベルトを超えるおそれのない者に対する当該健康診断については、同項第二号から第五号までに掲げる項目は、医師が必要と認めないときには、行うことを要しない。

(健康診断結果報告)

第二十四条

事業者は、除染等電離放射線健康診断（定期のものに限る。）を行ったときは、遅滞なく、除染等電離放射線健康診断結果報告書（様式第三号）を所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

労働安全衛生規則（抄）

（接触の防止）

第百五十八条

- 1 事業者は、車両系建設機械を用いて作業を行うときは、運転中の車両系建設機械に接触することにより労働者に危険が生ずるおそれのある箇所に、労働者を立ち入らせてはならない。ただし、誘導者を配置し、その者に当該車両系建設機械を誘導させるときは、この限りではない。
- 2 前項の車両系建設機械の運転者は、同項ただし書の誘導者が行なう誘導に従わなければならない。

（主たる用途外以外の使用の制限）

第百六十四条

- 1 事業者は、車両系建設機械を、パワー・ショベルによる荷のつり上げ、クラムシェルによる労働者の昇降等当該車両系建設機械の主たる用途以外の用途に使用してはならない。
（第2項以下 略）

（定期自主検査）

第百六十七条

- 1 事業者は、車両系建設機械については、一年以内ごとに一回、定期に、次の事項について自主検査を行わなければならない。ただし、一年を超える期間使用しない車両系建設機械の当該使用しない期間においては、この限りでない。
 - 一 圧縮圧力、弁すき間その他原動機の異常の有無
 - 二 クラッチ、トランスミッション、プロペラシャフト、デフアレンシヤルその他動力伝達装置の異常の有無
 - 三 起動輪、遊動輪、上下転輪、履帯、タイヤ、ホイールベアリングその他走行装置の異常の有無
 - 四 かじ取り車輪の左右の回転角度、ナツクル、ロット、アームその他操縦装置の異常の有無
 - 五 制動能力、ブレーキドラム、ブレーキシユースその他ブレーキの異常の有無
 - 六 ブレード、ブーム、リンク機構、バケット、ワイヤロープその他作業装置の異常の有無
 - 七 油圧ポンプ、油圧モーター、シリンダー、安全弁その他油圧装置の異常の有無
 - 八 電圧、電流その他電気系統の異常の有無
 - 九 車体、操作装置、ヘットガード、バックストツパー、昇降装置、ロック装置、警報装置、方向指示器、灯火装置及び計器の異常の有無
- 2 事業者は、前項ただし書の車両系建設機械については、その使用を再び開始する際に、同項各号に掲げる事項について自主検査を行わなければならない。

(作業床)

第五百十九條

- 1 事業者は、高さが二メートル以上の作業床の端、開口部等で墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのある箇所には、囲い、手すり、覆い等（以下この条において「囲い等」という。）を設けなければならない。
- 2 事業者は、前項の規定により、囲い等を設けることが著しく困難なとき又は作業の必要上臨時に囲い等を取りはずすときは、防網を張り、労働者に安全带を使用させる等墜落による労働者の危険を防止するための措置を講じなければならない。

(以下 略)

(作業床)

第五百六十三條

- 1 事業者は、足場（一側足場を除く。第三号において同じ。）における高さ二メートル以上の作業場所には、次に定めるところにより、作業床を設けなければならない。

(以下 略)

(物品揚卸口等についての措置)

第六百五十三條

- 1 注文者は、法第三十一条第一項 の場合において、請負人の労働者に、作業床、物品揚卸口、ピット、坑又は船舶のハッチを使用させるときは、これらの建設物等の高さが二メートル以上の箇所で墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのあるところに囲い、手すり、覆い等を設けなければならない。ただし、囲い、手すり、覆い等を設けることが作業の性質上困難なときは、この限りでない。
- 2 注文者は、前項の場合において、作業床で高さ又は深さが一・五メートルをこえる箇所にあるものについては、労働者が安全に昇降するための設備等を設けなければならない。

(以下 略)

(足場についての措置)

第六百五十五條

- 1 注文者は、法第三十一条第一項 の場合において、請負人の労働者に、足場を使用させるときは、当該足場について、次の措置を講じなければならない。
 - 一 構造及び材料に応じて、作業床の最大積載荷重を定め、かつ、これを足場の見やすい場所に表示すること。
 - 二 強風、大雨、大雪等の悪天候若しくは中震以上の地震又は足場の組立て、一部解体若しくは変更の後においては、足場における作業を開始する前に、次の事項について点検し、危険のおそれがあるときは、速やかに修理すること。
 - イ 床材の損傷、取付け及び掛渡しの状態
 - ロ 建地、布、腕木等の緊結部、接続部及び取付部の緩みの状態
 - ハ 緊結材及び緊結金具の損傷及び腐食の状態
 - ニ 足場用墜落防止設備の取り外し及び脱落の有無

ホ 幅木等の取付状態及び取り外しの有無

ヘ 脚部の沈下及び滑動の状態

ト 筋かい、控え、壁つなぎ等の補強材の取付けの状態

チ 建地、布及び腕木の損傷の有無

リ 突りようとり索との取付部の状態及びつり装置の歯止めの機能

(以下 略)

労働相談窓口

署名等	所在地	電話番号	管轄
福島労働局	〒960-8021 福島市霞町1-46 福島合同庁舎 5F	024-536-4602 (監督課)	福島県
福島労働基準監督署	〒960-8021 福島市霞町1-46 (1階) 福島合同庁舎1F	024-536-4610	福島市、二本松市、伊達市、 伊達郡、相馬郡飯舘村
郡山労働基準監督署	〒963-8025 郡山市桑野2-1-18	024-922-1370	郡山市、田村市、本宮市、 田村郡、安達郡
いわき労働基準監督署	〒970-8026 いわき市平字堂根町4-11 いわき地方合同庁舎4F	0246-23-2255	いわき市
会津労働基準監督署	〒965-0803 会津若松市城前2-10	0242-26-6494	会津若松市、大沼郡、南会津郡、 耶麻郡(猪苗代町、磐梯町)、 河沼郡
白河労働基準監督署	〒961-0074 白河市郭内1-124	0248-24-1391	白河市、西白河郡、東白川郡
須賀川労働基準監督署	〒962-0834 須賀川市旭町204-1	0248-75-3519	須賀川市、岩瀬郡、石川郡
喜多方労働基準監督署	〒966-0896 喜多方市諏訪91	0241-22-4211	喜多方市、 耶麻郡(西会津町、北塩原村)
相馬労働基準監督署	〒976-0042 相馬市中村字桜ヶ丘68	0244-36-4175	相馬市、南相馬市、 相馬郡新地町
富岡労働基準監督署	(仮事務所) 〒979-0403 双葉郡広野町大字下浅 見字広長44-3 広野みらいオフィス2F	0240-28-0170	双葉郡